<table>
<tr><td colspan="4">航 空 自 衛 隊 仕 様 書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の
種 類</td><td>内 容 に よ る 分 類</td><td colspan="2">装 備 品 等 仕 様 書</td></tr>
<tr><td>性 質 に よ る 分 類</td><td colspan="2">個 別 仕 様 書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td></td><td colspan="2">仕 様 書 番 号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品 名
又 は
件 名</td><td rowspan="6">通信電子機器増設器材（国産）
----------</td><td colspan="2">CPS－E00049－2</td></tr>
<tr><td>大臣承認</td><td>平成 年 月 日</td></tr>
<tr><td>作 成</td><td>平成２１年 ６月 ５日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改 正</td><td>平成２２年 ７月２６日</td></tr>
<tr><td>平成２３年 ５月２４日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>補 給 本 部</td></tr>
</table>

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，航空自衛隊で国産通信電子機器の構成品（以下，“構成品”という。）を，調達品目表に記載された本器（以下，“本器”という。）とは別にその構成品を単独調達し，本器に増設又は他機器に接続する場合の要求事項について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は，C&LPS－Y00007の1.2 によるほか，次による。

1.2.1

増設器材

本器に対して，新たに追加して接続する本器の追加構成品をいう。

1.2.2

接続器材

本器とは別の他機器に対して，新たに追加して接続する本器の追加構成品をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS Z 9015	計数値検査に対する抜取検査
NDS C 0110	電子機器の運用条件に対する試験方法

b) 仕様書

C&LPS－E00001	通信電子関係物品共通仕様書
C&LPS－E00037	通信電子関係物品包装共通仕様書

C&LPS－Y00007　　調達品等一般共通仕様書
C&LPS－Y00009　　プログラム等一般共通仕様書
調達品目表に記載された本器個別仕様書
調達品目表に記載された他機器個別仕様書

2　製品に関する要求

2.1　一般

一般事項は，次による。

a)　増設器材又は接続器材（以下，“増設等器材”という。）は，本器の構成品と同等のものでなければならない。

b)　本器に増設又は他機器に接続することができ，機能及び性能を満足すること。

c)　増設等器材の製造にあたって生ずる工業所有権等に関する問題は，製造業者の責任において処理しなければならない。

2.2　増設等器材製造の条件

本器の製造条件に準じ，既に本器若しくは同一構成品の納入実績を有する製造業者又は設計製造元から製造権の委譲を受け，互換性の保証を得た製造業者によって製造されるものとする。

2.3　互換性

本器に使用されている構成品と同一性能かそれ以上の性能で電気的及び機械的に完全な互換性を有しなければならない。

2.4　機能・性能

増設等器材の機能及び性能は，調達品目表に記載された本器個別仕様書（以下，“本器個別仕様書”という。）で，その構成品に要求された事項のすべてが適用される。

2.5　品質管理

品質管理は，本器個別仕様書による。ただし，本器個別仕様書によらない場合は，調達品目表で指定する。

2.6　調達品目・数量

調達品目表で指定する。

2.7　製品の表示

製品の表示は，C&LPS－E00001の2.4 による。

3　品質保証

3.1　試験の分類

増設等器材の検査及び試験の分類並びに試験実施項目は，本器個別仕様書に規定するとおりとし，これにより難い場合は，契約担当官等の承認を受けるものとする。ただし，既に承認されたもので，増設等器材の製造会社が同一で，設計，材料，加工方法等に変更がなく，また，検査及び試験の分類並びに試験実施項目に変更がない場合は，契約担当官等の承認を省略することができる。

3.2　試験の一般的条件

試験は，本器個別仕様書に規定のない場合，ＮＤＳ　Ｃ　０１１０の2 によるほか，次による。

a) 契約の相手方は，増設等器材の試験にあたり，その試験が本器の他の構成品と組み合せて試験する必要がある場合，組み合せる構成品又はその擬似機器（単機能測定器を含む。）について，あらかじめ機能の確認を実施しなければならない。

b) “外囲条件に対する要求性能の試験”は，既に納入された本器又は構成品と設計，使用材料及び部品，製造工程に変更がない場合は実施しない。

c) サンプリング法及び合否の判定は，本器個別仕様書に規定のない場合は，ＪＩＳ　Ｚ９０１５による。

3.3　監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4　出荷条件

4.1　包装

包装は，調達品目表で指定する場合を除き，商慣習による。

4.2　包装の表示

包装の表示は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｅ００００３７による。

5　その他の指示

5.1　提出書類

5.1.1　類別原資料

類別原資料は，調達品目表に指定した場合，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の4.1.1 により提出する。

5.1.2　取扱説明書

取扱説明書は，調達品目表に指定した場合，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の4.1.2 により提出するものとし，提出区分は本器個別仕様書に規定するとおりとする。

5.2　プログラム等

プログラム及びプログラムドキュメントは，調達品目表に指定した場合，作成はＣ＆ＬＰＳ－Ｙ００００９によるものとし，提出は本器個別仕様書に規定するとおりとする。

5.3　官給品・貸付品

官給品及び貸付品は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の4.2 によるものとし，細部は次による。

5.3.1　官給品

官給品がある場合は，調達品目表で指定する。

5.3.2　貸付品

貸付品がある場合は，調達品目表で指定するほか，契約の相手方は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ０００００７の4.2.2 により，契約の履行に必要な官の保有する資料等について，官側と調整のうえ，無償で貸付を受けることができる。

5.4　附属品

附属品がある場合は，調達品目表で指定する。

5.5　承認用図面

契約の相手方は，調達品目表で提出を指定した構成品について，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ０００００７の4.3 により承認用図面３部を提出するものとし，承認用図面の種類は，本器個別仕様書による。

5.6　装備品等不具合報告（ＵＲ）対策

装備品等不具合報告（ＵＲ）対策は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ０００００７の4.4 による。

5.7　秘密保全

秘密保全は，本器個別仕様書による。

5.8　技術変更提案（ＥＣＰ）

技術変更提案（ＥＣＰ）は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ０００００７の4.7 による。

5.9　官側の支援

契約の相手方は，納入場所において設置及び調整を実施する場合，次の事項について事前に官側と調整のうえ，契約担当官等に申請し，官側の支援を受けることができる。

a)　設置及び調整に必要な関連機器の準備に関すること。
b)　現地部隊の保有する計測器の準備に関すること。
c)　現地における電力及び水の無償使用
d)　現地における搬入機器の保管場所に関すること。
e)　その他官側が必要と認めた事項。

5.10　設置・調整等

契約の相手方は，設置及び調整等に関する細部計画書を作成する場合は，契約後速やかに設置場所を調査のうえ，本器個別仕様書に規定する細部計画書３部を契約担当官等に提出し，承認を受けた後に設置及び調整等を行うものとする。

5.10.1　設置・調整

設置・調整の有無，実施場所及び細部計画書の提出は，調達品目表で指定する。

5.10.2　作動試験

作動試験の有無，細部指定事項及び細部計画書の提出は，調達品目表で指定する。

なお，増設等器材の作動試験を行う場合，契約の相手方は，増設等器材の機能及び性能確認を行うために，本器個別仕様書又は他機器個別仕様書に規定する機能及び性能について，作動試験を設置場所において実施する。

5.11　かし担保期限の表示

調達品目表の備考欄に＃印を付した品目には，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ０００００７の2.4.3 に規定するかし担保期限の表示を行なうものとする。